

## Ⅲ－２９

### 専門医制度委員会内規

#### （目 的）

第１条 本内規は、定款施行細則第２４条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

#### （業 務）

第２条 本委員会は、リハビリテーション科専門医に関し、次の業務を行う。

- （１）専門医制度の課題を検討すること
- （２）専門医制度の研修プログラムに関する一次審査を行うこと
- （３）専門医制度の研修カリキュラムを検討すること
- （４）一般社団法人日本専門医機構からの課題等に関する検討を行うこと
- （５）その他本委員会が必要と認める事項

#### （運 営）

第３条 委員の委嘱、任期、交替及び委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第７章に基づき行う。

- ２ 本委員会は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- ３ 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- ４ 本委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- ５ 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- ６ 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- ７ 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。
- ８ 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務及び任期は、別に定める。

#### （協 議）

第４条 本委員会は、専門医制度の課題等について、必要に応じて教育委員会、認定委員会、試験委員会と協議するものとする。

#### （プロジェクト委員会）

第５条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

#### （委員会報告）

第６条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

#### （改 廃）

第７条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

本内規は、令和７年５月２４日より施行する。